

2021年8月25日

原子力規制委員会
委員長 更田 豊志 様

島根県松江市鹿島町 [REDACTED]
平塚 義夫
Tel: 090-[REDACTED]328



島根原子力発電所3号機のテロ対策に係る安全審査に関する要請および質問

島根原子力発電所3号機は、平成12年(2000年)10月4日付で「原子炉設置変更許可申請」が通商産業大臣あてに提出され、安全審査の結果、平成17年(2005年)4月26日付で経済産業大臣より設置変更許可が下りています。その後、新規制基準に基づく新たな「原子炉設置変更許可申請」が原子力規制委員会に平成30年(2018年)8月10日付で提出されているところです。

その島根原子力発電所3号機の敷地に関しては、平成12年(2000年)の設置変更許可申請が行われた時点では、発電所保全のために必要としてきた敷地西側に隣接する宮崎鼻の土地を含むものでした。以下、この土地に関する経緯の概要を説明します。

【島根原子力発電所3号機の敷地境界設定に関する経緯】

宮崎鼻の土地に関しては、当初より、島根県松江市鹿島町片匂在住の3名の土地所有者は、中国電力に「土地を売却する意思はなく、今後も売却しない」ことを通知していました。それにも拘らず、同社は勝手に同土地を含む敷地境界を設定した、違法かつ杜撰な設置変更許可申請を行っていました。

この設置許可申請について、違法であり認可すべきではないとする「意見書」が、平成15年(2003年)8月、地権者3名によって原子力安全・保安院(当時)に提出されました。経済産業省は、このことに対して、「安全審査に際して、事故を想定して周辺被曝を考慮するため、敷地境界が安全審査の評価に必要となる。従って、敷地が確定しない限り、安全審査はできない。中電の修正を待って審査することになる。」との回答をしました。その結果、中国電力は当該土地の取得を断念し、同年12月18日に宮崎鼻を除外した敷地境界の変更を行っています。(島根原子力発電所3号機増設に係る原子炉設置変更許可申請書の一部補正書)詳細経緯は、別添資料を参照ください。

島根原発3号機の新規制基準適合性審査は、同2号機の審査が終了したことから、今後、本格的な審査が行われることとなります。つきましては、改めて、中国電力が「保全のために必要であった」宮崎鼻の土地を除外した形での原子力安全保安院における安全審査について、その内容・許可の理由について質問します。また、今後の適合性審査についての要請をいたしますので、真摯にご回答いただきますようお願いいたします。

なお、文書にて9月8日までにご回答いただきますよう、お願いします。

「質問事項」

1. 当該、宮崎鼻の土地については、添付資料 A（当社の基本的な考え方:発電所の保全のために宮崎鼻土地は必要）の中で、中国電力は「土地を取得しなくとも地役権を設定」し、所有者に対して「宮崎鼻に建造物・工作物を設置しない」ことを求め、「ノリ採取（岩ノリ）を認めるが、テロ等の恐れがある場合は、立ち入りを制限させていただく」としています。宮崎鼻の土地は島根原発 3 号機敷地に隣接しており、設置許可がなされた平成 17 年（2005 年）当時においてはフェンスの設置もなく、テロ等の目的のために同土地から侵入することが可能な状態でした。従って、中国電力にとっても同土地の取得、または地役権設定は必須であったと推定します。取得ができなければ、敷地境界から原子炉建屋等が十分な距離が保たれること、容易に侵入ができない対策が必要であったと考えます。

同様に、安全審査を行った原子力安全・保安院にとっても核物質防護のための対策は原子炉等規制法によって位置づけられており、建屋等の位置変更や容易に敷地内に侵入ができない対策を求めることは必須であったと考えます。

この問題に関する安全審査における審査の経緯を説明してください。

2. 建屋等の位置変更や容易に敷地内に侵入ができない対策を求めなかった理由を説明してください。
3. また、同土地には、設置許可が下りる前年に地権者によって小屋が建てられていますが、このことを把握済みで安全審査が行われたのかお聞きします。
4. このような状態で、なぜ設置許可を行ったのか理由を説明してください。

「要請事項」

1. 当該、宮崎鼻の土地については、添付資料 A（当社の基本的な考え方:発電所の保全のために宮崎鼻土地は必要）の中で、中国電力が示しているように、テロ対策として同土地の取得、または地役権設定は必須であったと推定でき、また、取得ができなければ、敷地境界から原子炉建屋等が十分な距離が保たれること、容易に侵入ができない対策が必要であったと考えます。同様に、安全審査においても、核物質防護のための対策は原子炉等規制法によって位置づけられており、建屋等の位置変更や容易に敷地内に侵入ができない対策を求めることは必須であったと考えます。

しかし、建屋位置は何ら変更されず、当時の敷地境界にはフェンスも設置されないままの状態、原子力安全保安院は、設置変更許可を行っています。なお、フェンスについては、平成 28 年に中国電力は設置していますが、当該土地は道路からも隔絶され、人目にもつかない場所であり、侵入は可能であろうと推測します。

つきましては、今後の適合性審査の中で、適切な措置が取られるよう審査を行っていただき、それでも適切な措置が取られなければ、設置変更許可を行わないよう要請いたします。